

特定個人情報保護評価書 (基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	軽自動車税 (種別割) の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

廿日市市は、軽自動車税 (種別割) の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

軽自動車税 (種別割) の賦課に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

広島県廿日市市長

公表日

令和6年6月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税(種別割) 賦課に関する事務
②事務の概要	地方税法第442条の2の規定により車両台帳の管理・賦課等の処理を行う。 (1)市条例に基づき賦課決定し通知書の出力等 (2)物件情報の管理・異動・照会 (3)標識交付証明書や廃車証明書の発行 (4)減免申請者への承認と通知
③システムの名称	総合行政情報システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)軽自動車税(種別割) 取得申告ファイル (2)軽自動車税(種別割) 廃車申告ファイル (3)軽自動車税(種別割) 課税台帳ファイル (4)軽自動車税(種別割) 減免申請ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という) (平成25年法律第27号) 番号法第9条第1項 別表第一の16項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(主務省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(1) 番号法第19条 別表第二の27項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(主務省令) (平成26年内閣府・総務省令第7号) 第20条第6項、第7項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部課税課
②所属長の役職名	課税課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部課税課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	廿日市市総務部課税課 738-8501 広島県廿日市市下平良1-11-1 (代表) 0829-20-0001 (直通) 保険税係 0829-30-9114

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満 (任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年3月31日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成29年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年3月31日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課税課長 平山 勝秀	課税課長	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		基礎項目評価書	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策 2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		十分である	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策 3. 特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限のない者 (元職員、アクセス権限のない職員等) によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去		十分である	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策 8. 監査		自己啓発	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発		十分である	事後	
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月1日		軽自動車税	軽自動車税 (種別割)	事後	
令和2年4月1日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16項 並びに地方税法等	(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (以下「番号法」という) (平成25年法律第27号) 番号法第9条第1項 別表第一の16項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (主務省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条第1項	事後	
令和2年4月1日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条 別表第二の27項 並びに地方税法等	(1) 番号法第19条 別表第二の27項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 (主務省令) (平成26年内閣府・総務省令第7号) 第20条第6項、第7項	事後	
令和3年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数、2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	